

労働者派遣法に定めるマージン率及びその他の公表事項

労働者派遣法に定める当社のマージン率及びその他の公表事項は以下の通りです。

- 対象事業年度: 2025年1月～12月
- 対象事業所: 南雪谷事業所(〒145-0066 東京都大田区南雪谷1-3-2 サンリット2階202号室)

派遣労働者の数	1名
派遣先の数	1社
マージン率	42.6%
労働者派遣料金	188,527円(1日8時間当たりの平均)
派遣期間中の派遣労働者の賃金	108,121円(1日8時間当たりの平均)
教育訓練に関する事項	プロジェクトマネジメントスキル研修、IT最新動向に関する研修、その他ビジネススキル研修など

以上